

産学連携に関する協定書

駿河台大学(以下「甲」という。)と飯能信用金庫(以下「乙」という。)は、地域を中心とした産学連携活動を円滑に進めるため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 甲及び乙は、地域における産学連携活動を推進するため相互に協力し、もって地域社会の発展に貢献することを目的として、本協定を取り交わす。

(提携・協力事項等)

第2条 甲及び乙は、本条に定める事項(以下「業務提携・協力事項」という。)について、提携・協力するものとする。

- (1) 地域の経済及び企業経営に関する調査・研究
- (2) 地域振興活動推進への助言・指導
- (3) 地域企業へのインターンシップの促進
- (4) 大学における金融教育の促進
- (5) 地域教育機関における金融教育方法の共同研究
- (6) その他産学連携活動に寄与する事項の推進

(実施体制)

第3条 甲及び乙は、相互に業務提携・協力事項に関する窓口を設置し、協議・情報交換を行う。

(秘密保持義務)

第4条 甲及び乙は、業務提携・協力事項の実施に当たり知り得たすべての情報(公知となったものは除く。以下「秘密情報」という。)を第1条に規定する目的以外に使用してはならない。

- 2 甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による事前の同意なしに第三者へ漏洩又は開示してはならない。
- 3 本協定の終了後といえども、甲及び乙の秘密保持義務は消滅せず、当該情報が公知となった場合以外は、その秘密を保護しなければならない。
- 4 甲及び乙のいずれかが本協定に違反したときは、それによって損害を被った当事者は、その損害の賠償を請求することが出来る。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間はその締結日から平成22年3月31日までとする。

なお、本協定終了日の30日以前に各当事者のいずれからも別段の意思表示がない場合は、本協定は同一の条件で1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第6条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙間で誠意をもって協議し、これを決定する。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成19年3月19日

甲

飯能市大字阿須698番地
駿河台大学
学長 竹下守夫

乙

飯能市栄町24番地9
飯能信用金庫
理事長 内田哲